

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

従業員が所定人数を超える際の注意事項/第2類事業者の場合（二）

人数	注意事項	根拠
50人以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常時雇用労働者人数が50人以上に達する企業組織は、均しく労働者福利金の捻出及び労働者福利委員会の設置をしなければならない。 2. 下記の規定に基づき、労働者福利金を捻出する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 創設時、資本総額の1%～5% (2) 毎月営業収入総額内の0.05%～0.15% (3) 毎月労働者の給料から0.5を控除 (4) 下脚（有価物）として得た利益の20%～40% 3. 中央主務機関が指定する労働者人数50人以上の事業の場合、雇用者は規定に基づき労災内容及び統計記録を毎月作成し、労働者機構へ報告するほか、事業場で公告する。 4. 事業単位の労働者人数が50人以上に達する事業者は、産業医又医療スタッフを設け、労働者の健康管理、職業病予防及び健康促進などの労働者の健康保護に関する措置を講じなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者福利金条例第1、2、5条 ・ 職業安全衛生法第22、38条 ・ 職業安全衛生法施行細則第51条
67人以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 私立学校、団体及び事業機構の全労働者人数が67人以上の場合、就業能力のある身体障害者を雇用、全労働者人数の1%を下回ってはならない、かつ1名以上の雇用をすること。 2. 全労働者人数及び身体障害者の雇用人数の計算法は、毎月1日労働者保険加入従業員人数を以って基準とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身心障害者權益保障法第38条

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p>100 人以上</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働者人数が 100 人以上 300 人未満の第 2 類事業の事業単位は、甲種職業安全衛生業務主管を設けなければならない。 2. 労働者人数が 100 人以上の事業単位は、別途職業安全衛生管理規則を規定しなければならない。 3. 労働者人数が 100 人以上の事業単位は、その労資会議の労資双方代表が、各自 5 名を下回ってはならない。 4. 支店機構及びその付属する単位の雇用人数が 100 人以上の場合、下記の施設の設置、措置を設けなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 授乳室 (2) 託児施設の設置、又は適切な託児措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業安全衛生管理方法 第 3、12-1 条 ・ 労資会議実施方法 第 3 条但書 ・ 性別就労均等法 第 23 条第 1 項 ・ 性別就労均等法 施行細則 第 5 条
-----------------------	---	--



本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。